

楽天・米国レバレッジバランス・ファンド

愛称：USA360

追加型投信／海外／資産複合

商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合(上場投資信託証券(株式)、株価指数先物取引、国債先物取引)、資産配分固定型))	年1回	北米	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「楽天・米国レバレッジバランス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年5月23日に関東財務局長に提出し、2024年5月24日にその効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社の照会先

Rakuten 楽天投信投資顧問

<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

電話：03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

【委託会社】ファンドの運用の指図を行う者

楽天投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1724号

設立年月日：2006年12月28日

資本金：150百万円(2024年2月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

2,483,968百万円(2024年2月末現在)

【受託会社】ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

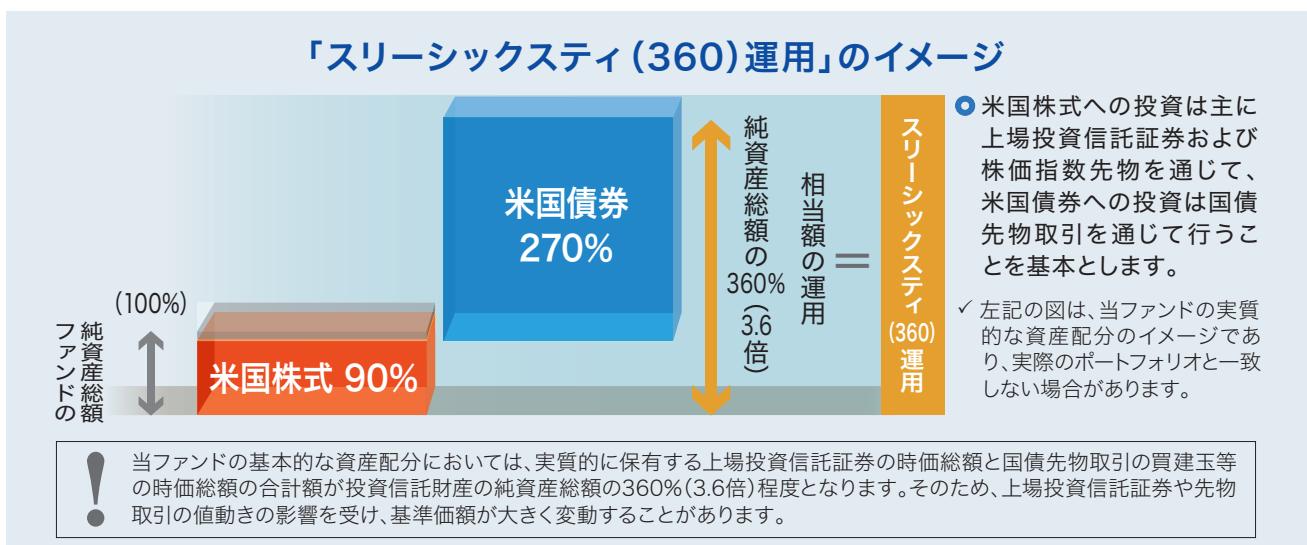
1 米国の株式と債券に分散投資します

- ◆「楽天 米国レバレッジ・バランス・マザーファンド」を通じて、米国の株式および債券に投資を行うバランス・ファンドです。
- ◆米国株式への投資は主に代表的な株価指数に連動する上場投資信託証券（ETF）を通じて行います。また米国債券への投資は米国国債先物取引を活用します。



2 先物取引を積極的に活用する運用を行います

- ◆先物取引を積極的に活用して、実質的にファンドの純資産総額の360% (3.6倍)相当額を株式と債券に分散投資する運用を行います。なお当ファンドでは、これを「スリーシックスティ (360) 運用」と言う場合があります。
- ◆運用にあたっては、純資産総額の90%程度を米国株式に配分するとともに、先物取引を活用することで、純資産総額の270%程度を米国債券へ投資する運用を行います。

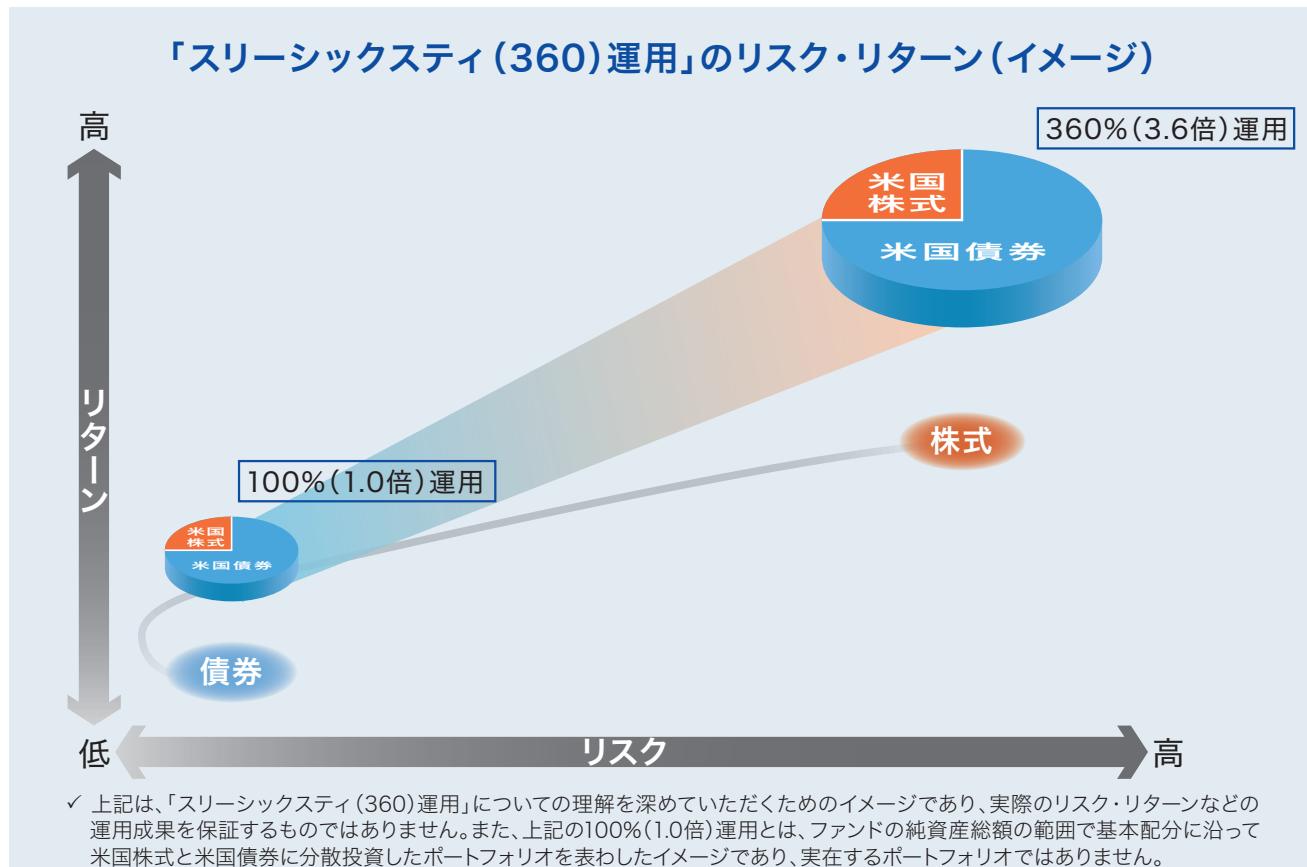


資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、特に設定日直後に大量の追加設定または解約が発生したとき、ならびに投資信託財産の規模、特に純資産総額が十分な大きさとなっていない場合に、先物取引等投資資産の売買単位によって効率的な運用ができない場合、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができないことがあります。

ファンドの目的・特色

「スリーシックスティ(360)運用」とは

◆当運用では、株式と債券という値動きが異なる資産に分散投資を行うことにより、ポートフォリオの運用効率の向上（リスクに対するリターンの上昇）を図り、さらに、先物取引を活用して純資産総額の360%（3.6倍）相当額の投資を行うことで、ポートフォリオの優れた運用効率を維持したまま、より高いリターンの獲得を目指します。



✓ 上記は、「スリーシックスティ(360)運用」についての理解を深めていただくためのイメージであり、実際のリスク・リターンなどの運用成果を保証するものではありません。また、上記の100%(1.0倍)運用とは、ファンドの純資産総額の範囲で基本配分に沿って米国株式と米国債券に分散投資したポートフォリオを表わしたイメージであり、実在するポートフォリオではありません。

3 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません

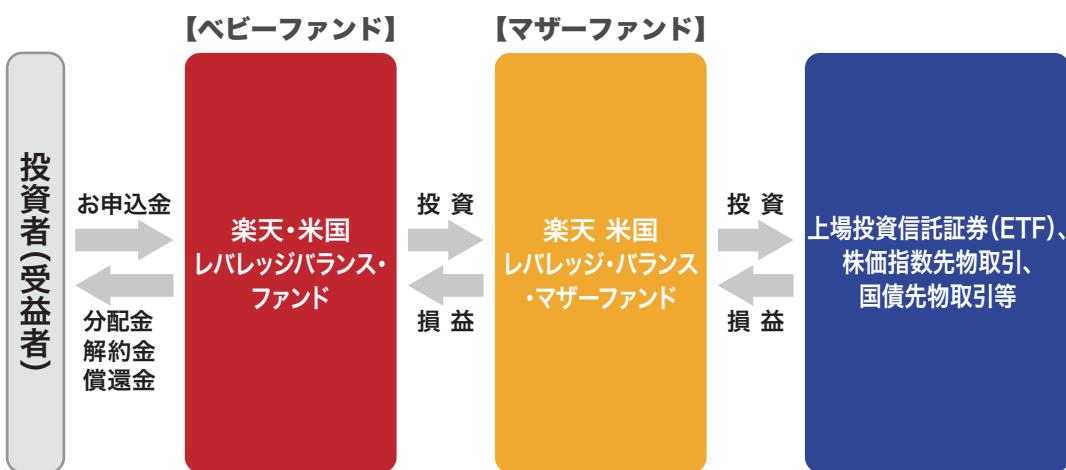
資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、特に設定日直後に大量の追加設定または解約が発生したとき、ならびに投資信託財産の規模、特に純資産総額が十分な大きさとなっていない場合に、先物取引等投資資産の売買単位によって効率的な運用ができない場合、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができないことがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、「楽天 米国レバレッジ・バランス・マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」）とするファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様からの投資資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



※上場投資信託証券について、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

- 毎年8月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含む）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。必ずしも分配が行われるものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、特に設定日直後に大量の追加設定または解約が発生したとき、ならびに投資信託財産の規模、特に純資産総額が十分な大きさとなっていない場合に、先物取引等投資資産の売買単位によって効率的な運用ができない場合、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができないことがあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドがマザーファンドを通じて実質的に投資する有価証券等（国債先物取引および株価指数先物取引を含みます。外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

●主な変動要因

価格変動リスク	当ファンドが実質的に投資する上場投資信託証券や国債先物取引、株価指数先物取引は、上場株式同様、市場で取引が行われ、市場の需給の影響を受けて価格が決定されます。需給環境の変化等により当該上場投資信託証券や国債先物取引、株価指数先物取引の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
株価変動リスク	当ファンドが実質的に投資する株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。当該株式の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	当ファンドが実質的に投資する債券の価格は、市場金利の水準の動向により変動します。当該債券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	当ファンドは、実質的に投資する外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため、為替レートの変動により基準価額は変動します。為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。
流動性リスク	当ファンドが実質的に投資する有価証券等の流動性は、需給環境や市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢から期待できる価格で売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があり、その場合、基準価額の下落要因となります。 また、これらにより、換金の申込みの受付が中止となる可能性や換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
信用リスク	当ファンドが実質的に投資する有価証券等の価格は、発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響を受けます。発行体の経営状態の悪化等により当該有価証券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
カントリー・リスク	当ファンドは、実質的に海外の金融・証券市場において投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、基準価額が大幅に下落する可能性があります。
先物取引に関するリスク	当ファンドが実質的に投資する先物取引は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給および金利の動きなどの影響を受けて変動します。また、需給や当該先物取引に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があり、これらの影響を受けて基準価額が下落する場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドは、基本的な資産配分として、実質的に保有する上場投資信託証券の時価総額と国債先物取引および株価指数先物取引の買建玉等の時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額の360%（3.6倍）程度となるように運用を行います。そのため、上場投資信託証券これら先物取引の値動きの影響を受け、基準価額が大きく変動することがあります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金移動等に伴う売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドに関する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

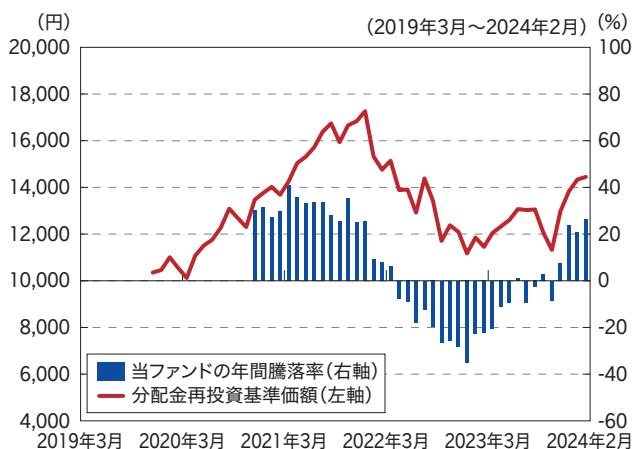
■ リスクの管理体制

- 委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。コンプライアンス部は、投資信託財産の運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリング、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款の遵守状況等のモニタリングを行います。それらの結果に基づき、必要に応じて是正指導を行うなど、適切な管理・監督を行います。また、コンプライアンス部は投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを行うとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

投資リスク

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

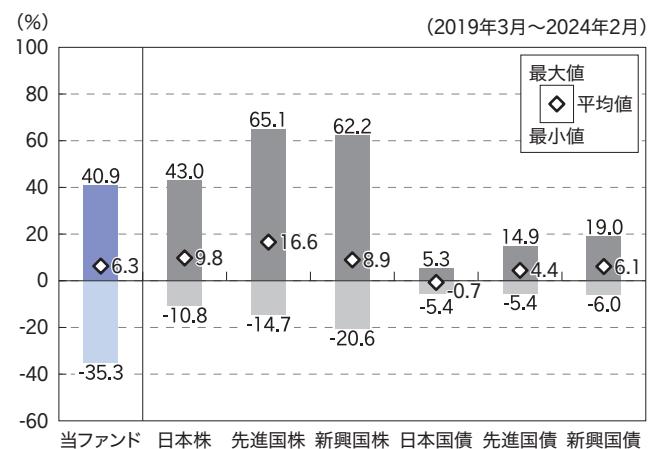


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。(当ファンドの設定日以降で、算出可能な期間についてのみ表示しています。)

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。

当ファンドの対象期間:2020年11月～2024年2月

代表的な資産クラスの対象期間:2019年3月～2024年2月

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指標の騰落率です。

日本株……S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株……S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株……S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債……ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)

先進国債……ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)

新興国債……ブルームバーグ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

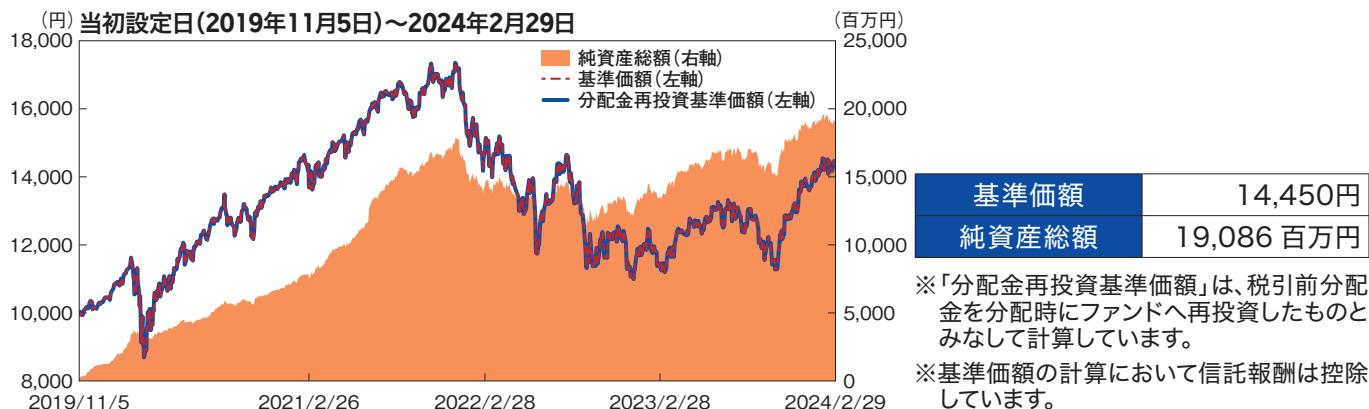
※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指標に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

運用実績

2024年2月29日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

決算期	第1期 2020年8月	第2期 2021年8月	第3期 2022年8月	第4期 2023年8月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

銘柄名	種類	国／地域	通貨	投資比率
バンガード®・トータル・ストック・マーケットETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	84.2%
短期金融資産、その他				15.8%
合計				100.0%

その他資産の状況	投資比率
米国10年国債先物	133.9%
米国5年国債先物	133.6%
米国株式先物	6.4%

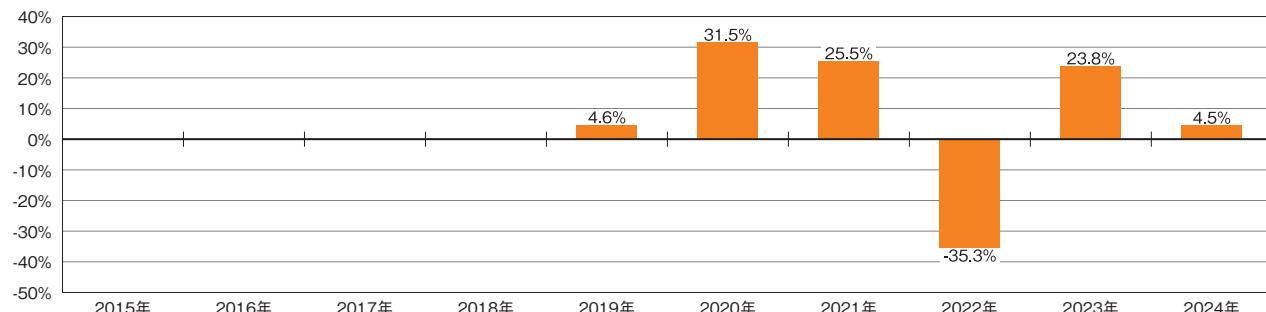
※当ファンドの純資産総額に対し、楽天 米国レバレッジ・バランス・マザーファンドを100.0%組入れています。

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

※米国株式先物は、S&P500株価指数先物です。

年間收益率の推移 (暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間收益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2019年は設定日(2019年11月5日)から年末まで、2024年は2月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

以下は、2024年2月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

マザーファンド受益証券への投資を通じて投資対象とする上場投資信託証券(ETF)は以下の通りです。

ファンド名	運用会社	実質的な 主要投資対象	運用の基本方針	管理報酬等 (年)
バンガード®・ トータル・ストック・ マーケットETF	ザ・バンガード・ グループ・インク	米国株式	CRSP USトータル・マーケット・ インデックスに連動する投資成果 を目指す	0.03%

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社またはお申込みコースにより異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降に受益者にお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める时限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 ※なお、2024年11月5日より東京証券取引所の取引時間が午後3時30分までに変更される予定です。これにより、ファンドの申込締切時間が変更される場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2024年5月24日から2024年11月26日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日に当たる場合は、申込みの受付を行いません。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込み・換金請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み・換金請求の受付を取消すことができます。
信託期間	無期限(設定日：2019年11月5日) ※ただし、一定の条件により繰上償還する場合があります。
繰上償還	委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、この信託が実質的に投資対象とする上場投資信託証券が上場廃止となるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、毎年8月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。 (注) 当ファンドには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告により行い次のアドレスに掲載します。 https://www.rakuten-toushin.co.jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 <ul style="list-style-type: none">公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.3% (税抜3%) を上限として、販売会社が定める料率とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。	購入時の商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。	

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に 年0.4675% (税抜0.425%) の率を乗じて得た額とします。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、投資信託財産中から支弁します。		運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	年0.2200% (税抜0.200%)	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年0.2200% (税抜0.200%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年0.0275% (税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	投資対象とする投資信託証券における報酬	年0.03%程度*1	マザーファンドを通じて投資対象とする投資信託証券の管理報酬等
	実質的に負担する運用管理費用	年0.4945% (税込)程度*2	

その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託事務の処理に要する諸費用 ・投資信託財産にかかる監査報酬 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用^(注) ・その他投資信託財産の運営にかかる費用^(注) ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管に要する費用 等 <p>監査費用は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に支払われます。それ以外の費用・手数料等はその都度支払われます。</p> <p>(注)該当業務を委託する場合のその委託費用を含みます。</p> <p>※委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該費用・手数料等の一部もしくは全てを負担する場合があります。</p> <p>※これらの費用・手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託事務の処理に要する諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、投資信託財産において資金借入れを行った場合の利息 ・投資信託財産にかかる監査報酬：監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用 ・その他投資信託財産の運営にかかる費用：計理業務およびこれに付随する業務にかかる費用 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・外貨建資産の保管に要する費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

*1 2024年2月末現在。今後、投資内容等によりこの数値は変動します。

*2 「実質的に負担する運用管理費用」は、ファンドにおける実質的な組入比率を勘案して投資対象とする投資信託証券における報酬を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

手続・手数料等

税金

税金は、下表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記と異なります。

※上記は、2024年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2022年8月26日～2023年8月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.63%	0.47%	0.16%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用は、投資先ファンド（当ファンドまたは、マザーファンドが組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除きます。））が支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

このページは、LINE 証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

- 当ファンドの手数料などお客様にご負担いただく諸経費等については、銘柄詳細画面や目論見書をご覧ください。

※当社では投資信託の購入時手数料はいたしておりません。

- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預かり口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預かりした上で、お受けいたします。
- ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）

当ファンドの販売会社の概要

商号等	LINE 証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3144 号
本店所在地	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
連絡先	https://line-sec.co.jp/contact/top
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1 億円（2022 年 4 月時点）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2018 年 6 月 1 日

○ お取引内容に関するお問い合わせ等について

お取引内容に関するお問い合わせ、ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

【連絡先 [https://line-sec.co.jp/contact/top】](https://line-sec.co.jp/contact/top)

○ 指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。

（ADR 機関のご利用に際して不明な点ございましたら、上記の連絡先までご照会ください）

〔
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）〕

注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明】

投資信託は、組み入れた株式、債券、不動産、その他商品の価格や評価額が、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の影響により変動するため、基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、組み入れた株式、債券等の発行会社の財務状況の悪化に伴い、基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。外貨建ての商品を組み入れた投資信託については、為替相場の変動により損失が生じるおそれがあります。

投資信託のリスクは組み入れた商品毎に異なります。詳細については各投資信託の銘柄詳細画面や目論見書をご確認ください。

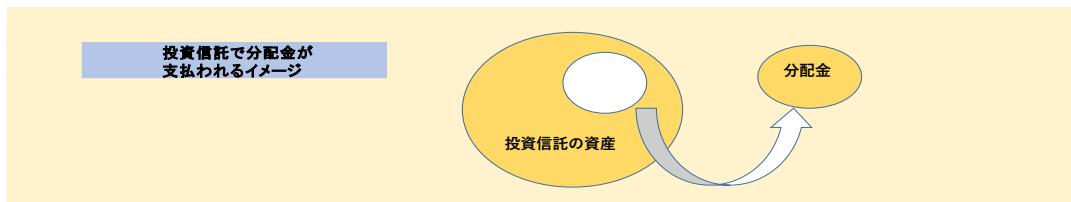
— ご留意事項 —

【レバレッジ投資信託をご購入のお客様へ】

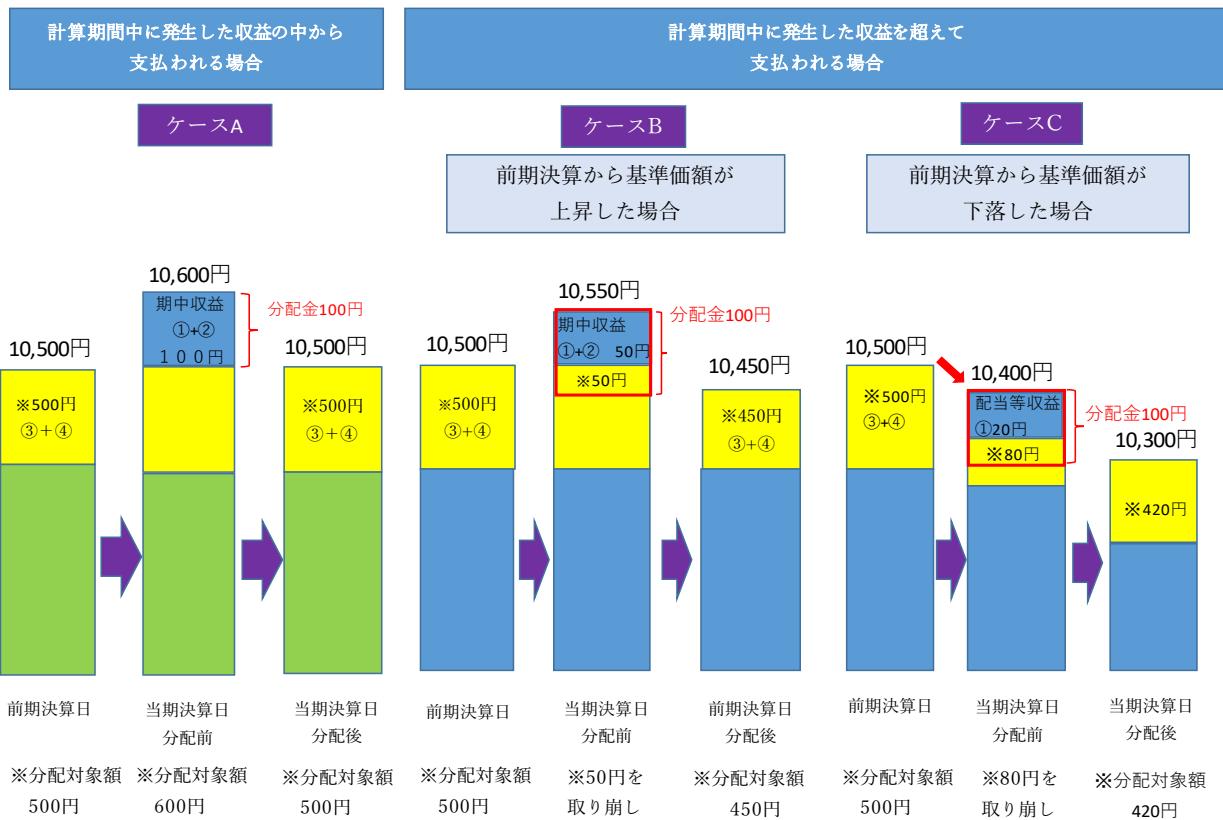
- ① ブル型については、対象となる指数に対して一定倍率での投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が下落した場合、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があります。
- ② ベア型については、対象となる指数に対して一定倍率反対となる投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が上昇した場合に、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があります。
- ③ ブル型、ベア型の投資信託の価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- ④ 上記の理由から、ブル型、ベア型の投資信託は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- ⑤ ブル型、ベア型の投資信託は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。

【投資信託の収益分配金に関するご説明】

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りになります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

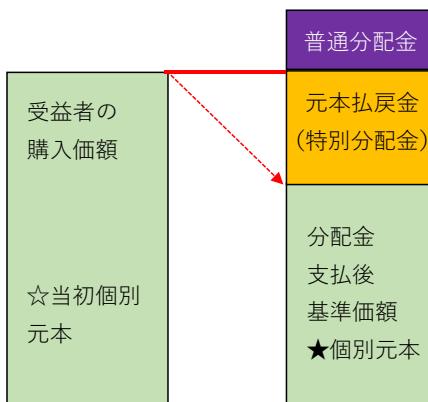
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

◇分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



◇分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、同額だけ減少します。